

## 利用規約

【emu the pilatse】（以下、本スタジオといたします）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### 第1条

本スタジオの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社アヴニールが行います。

### 第2条

本スタジオに入会できる方は、各要件を満たし、本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。

また、本スタジオを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。

暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本スタジオが不相当と認める方は、入会資格がありません。

また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

### 第3条

本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。

また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

### 第4条

会員は、本スタジオの定める入会金を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。

なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

### 第5条

本スタジオは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。  
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本スタジオの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本スタジオが定める規則に違反したとき。
4. 本スタジオの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
7. 本スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
8. その他本スタジオが、社会通念に照らし、本スタジオ会員としてふさわしくないと認めたとき。

## 第6条

会員は、本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。

会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。

(月会費は、会員が本スタジオの会員資格を有する限り、現実に本スタジオの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

## 第7条

キャンセル期限はレッスン開始12時間前までです。

レッスン開始12時間前以降のキャンセル、または無断キャンセルの場合は1回分のトレーニングを実施したものとします。

ただし、本スタジオ側の都合や、本スタジオ判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。

## 第8条

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。

10日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌々月扱いになります。

## 第9条

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。

電話等口頭での退会は受け付けません。

10日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌月末日扱いになります。

なお、本スタジオが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

## 第10条

本スタジオは、次の事由により一部または全部の閉鎖、臨時休業することができます。

閉鎖等が予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

ただし、閉鎖等により会員の会費支払義務その他の債務及び責任が軽減、免除されることはなく、また、会社は会員に対して特別の補償または賠償を一切行いません。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事实施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

## 第11条

会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。

本スタジオは、会員が本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。

会員同士の本スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。

## 第12条

本スタジオは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。

この場合、本スタジオは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

## 第13条

本規約は2026年3月5日より施行します。